

# 「大阪狭山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(素案)」

## パブリックコメント実施要項

### 1. 趣旨

令和8年4月より導入が予定されている乳児等通園支援事業(通称:こども誰でも通園制度)について、乳児等支援給付費の給付対象となる施設の運営に関する基準を定める条例の策定にあたり、標記の素案を広く市民へ周知とともに、市民の意見を聞くため、パブリックコメント(意見)を募集する。

保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを育てている家庭が、就労要件等を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園制度

### 2. 募集対象

「大阪狭山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(素案)」(以下「条例(素案)」という。)に対するパブリックコメント(意見)とする。

### 3. 閲覧場所

市ホームページ、市役所こども育成グループ、市役所情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市民活動支援センター、市立公民館、市立図書館、社会教育センター、総合体育館、さやま荘、市立郷土資料館、保健センター、ぼっぽえん、U Pつぶ、子育てひろば“くみのき”とする。

### 4. 募集期間

令和7年11月4日(火)から25日(火)までとする。

### 5. 応募資格

市内に住所を有する者

市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

市内に存する学校に在学する者

市税の納税義務を有する者

パブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有する者

### 6. 提出方法・提出先

書面(様式自由)に住所・名前・電話番号(通勤・通学の場合は会社名・学校名)条例(素案)に対する意見を日本語で記入し、大阪狭山市役所こども育成グループあてに、郵送または直接持参、電子メール(hoiku@city.osakasayama.osaka.jp)、市申込フォーム(<https://logoform.jp/form/8s6o/1276784>)、ファクシミリ(072-367-1254)により提出するものとする。

団体で提出する場合は、意見を取りまとめて提出すること。

申込フォーム



### 7. 留意事項

住所及び氏名が確認できない場合は、提出意見として取り扱わない。

### 8. 提出されたパブリックコメントの公表

提出された意見と、それに対する市の考え方については、市ホームページなどで一定期間公表する。

また、意見の内容を簡潔にする場合等があるほか、類似の内容については、まとめて公表する場合がある。